

鹿角市告示第 75 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約業務について、鹿角市財務規則（平成11年規則第12号）第114条の2第2項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約公表）

(1) 契約に係る物品又は役務の名称、数量等	役務名称：財委－3 市有地草刈等管理業務 委託内容：市有地の除草作業（市内20箇所） 委託期間：平成30年 5月21日 から 平成30年 8月10日 まで
(2) 契約相手方の氏名又は名称	特定非営利活動法人 鹿角親交会 理事長 関 より子
(3) 契約を締結した日	平成30年 5月18日
(4) 契約金額	業務実施面積1㎡あたり13円（消費税及び地方消費税を除く）の単価契約 ※ただし上記単価には燃料費及び雑費等を含む
(5) 契約の相手とした理由	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第4条による。

平成30年 5月21日

鹿角市長 児 玉 一